

令和4年度 第3回三重県最低賃金審議会小委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月23日(火) 9時20分～10時10分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

4 議題

- (1) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について

5 開 会

(賃金係)

定刻より10分程早いですが、只今から令和4年度第3回三重県最低賃金審議会小委員会を開催させていただきます。

それでは、これよりの委員会の運営は三好委員長のほうでよろしく願いいたします。

6 議 事

(委員長)

皆さん、おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(委員長)

朝早くからご苦労さまです。よろしく願いいたします。

それでは時間もございませんので、議事に入らせていただきたいと思います。

- (1) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について

(委員長)

議事の(1)「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について」8月4日の小委員会に引続き審議を行います。

それでは、各側からのご意見を頂戴したいと思います。

まず、労側の委員のほうからよろしいですか。

(藤岡委員)

すみません。藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

先程、継続審議になっておりますガラス・同製品製造業について、お手元に資料を配布させていただきました。これについては、宛先を見ていただくと分かりますように、三重地方最低賃金審議会と労働局さんそれぞれ公益委員と労働者側委員に出ているものでございます。8月5日の継続審議を受けまして、私どもはそれぞれ申出のある4業種の労働組合の方に、現状の報告をさせていただくため訪問をさせていただきました。その際の意見の中では、やはり審議をしていただきたいというお話をいただいた中で、使側はどのように思っているのですかというお話もさせていただきました。使側とも調整をしますということで、労働組合も調整させていただいたところ、このような要望書が上がってまいりました。今回申出を出されている事業所については、当該労使のイニシアティブはしっかりとれているということで、今回の特定最低賃金の審議については、是非してくださいという旨の申出でございます。

労働者側の我々としましても、この要望書を受けて、専門部会によって、丁寧な審議がしていただけることを強く望むものでございますし、当該労使においては、このようにイニシアティブがとれているけれども、これを提出されて、我々小委員会の中で使用者側の委員さんと我々の中では、話が今のところ、できておりませんので、イニシアティブがとれておらないと確認をしております。

我々としては、審議をお願いさせていただくという形まで今日は見込んでおるのですが、使用者側の委員の皆さんの要望書を受けてのご意見等があれば、この場でお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

使側の委員の皆さんご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

(中村委員)

使用者側といたしまして、5日から今おっしゃっていただいたところからの継続審議というような状況の中で2週間以上経過した中で、我々としても真剣にその間、色々議論検討を進めてまいりました。

また、先程来いただいた4つの事業所さんからの審議の申出というような部分も事前に受け賜っているところでございます。その辺も含めまして、昨日最終まで我々使用者側委員と真剣に議論をしておるところでございます。

本来であれば、取り決めがある訳じゃないのですが、小委員会という形は1回で大体決まっていくという形が本来であるかと思うのですが、今回、ガラスに関しては、イレギュラーな対応で3回目まで、今日まで至っているというところにおいてもです

ね、我々としても重きを置いて検討をしておるところであります。

ただ、昨今の地賃の大幅な引き上げという中で、やはりガラスにつきましては、形上2年連続して埋没をしていく流れもあります。

また、我々経団連も含めて全国的な流れを見ていると、特定最賃の見直しというの、三重に限らず進められている。もともとこの特賃ができたのは、1960年くらいだと思っておりますが、日本が高度経済成長真っただ中のところで、その当時の時代背景、今、令和4年というような形になっておりますので、確かに作られた当時というのは、各県それぞれで地域の特異性のある産業、確かに職場環境に置いて非常に言い方失礼ですが劣悪といいますか厳しい中で、どうしても本来の地賃だけではなくて、ある程度はみてあげやないかんということもあって、そういう部分ができてきた背景があると思っております。ただ、近年、どの業界においてもデジタル化が急速に発達し、その進展により産業構造が大きく変化をしてきて、先程、申しましたが新設当時と大きく状況が異なっておる中で、申出いただいた企業様においては、グローバル展開をされておる企業様の中で、当然、三重県というよりは世界と戦っておられる企業様ばかりでございます、そのところが、当該地域の三重県の特定のところにこだわるというというのも、本来グローバル展開をしているところにおいては、いかななものという部分と、この産業に携わっている我々地賃でも申し上げております中小・小規模関連する事業所の部分を検討していく必要があると言う部分の中で、昨日、最終までこの5人、小委員会は3人ですが、委員で議論をさせていただいたところでございます。

(委員長)

使側からもご意見を頂戴いたしましたけれども、他にご意見はございませんでしょうか。

(藤岡委員)

すみません。我々としても、全会一致が原則でありますけれども、念のために我々の意見を申し上げてきたところです。

議論をしていただいてありがとうございます。

それぞれの立場十分わかりながらの今のご発言だったと思います。

この後、審議を結審するにあたって、議論をしていただいた内容がこちらもわからないと、我々もどういうふうな歩み寄りが必要なのというところがわかりませんので、今の中村委員のお話に分かりにくいところがあったのですが、実際のところ2年連続色々なご意見がありましたが、2年連続埋没を、去年埋没してないですね。特賃の審議の中で、ちゃんと上がっているという事実もありますし、本年も埋没していませんし、地賃が出てそのあと審議をすることによってそこの特賃の審議が始まると思っております。

従いまして、我々といたしましては、全会一致の条件の中ではお願いしかないので、このガラス・同製品製造業に関しての特賃の審議の必要性は無いというお考えなのか、当該労使がやらしてくれとっているんだからその機会を与えていただけるのか、というそのあたりを聞かせていただきたいと思うのですが。

(中村委員)

それは、採決を取る前に。

(委員長)

採決を取るというのは、今回無いわけですよ。あくまでも全会一致ですかっていうことです。

この小委員会までの間にさまざま皆さんご意見を交わされていて、もう納得をしましたということであれば、すぐにでもどうですかってお伺いをするつもりではおられますけれども。確かに、使側の皆さんの中では、議論を尽くされたように中村さんおっしゃいました。ただ、労使双方でということですよ。そこの部分で、今、労側のご発言を聞いていると、まだ、あまりやり取りが無かったのではないのかなとふうに、僕自身は感じておるのですが、そういうことに関して労側からのご質問が出たのかなと思います。それに関して、使側、何かご対応ご回答いただけるようなことというのはないでしょうか。

(中村委員)

基本的には、先ほど申し上げたところと一緒にしてくるのですけれども。以前もお話をさせていただいた申出の取り扱いの中で、意向表明も半年以上経過をしている中で、本来ですと速やかに関係労使当該間の意思疎通を諮るというところでありましたが、半年間は何もないということは、我々にとっては、早急に、というところもございまして、そういう部分も総合的に我々は判断をさせていただいている。ただ、我々としては、三重県の場合は現状としては4つの特定最賃が存在をしているわけですが、今後の部分も含めて検討をしていく部分も含めて考えをさせていただいたところでございます。

(委員長)

どうぞ。

(藤岡委員)

話の流れは大体分かるのですけれども、必要性無しというふうに判断されたということよろしいですか。

(中村委員)

はい。

(藤岡委員)

じゃあ、もうひとつです。イニシアティブがとれていないというのは間違いがないと思いますので、その中で、当該関係労使、半数を占めるこの4事業所が全て労働組合とそこの事業所の最高責任者である方がさせて下さいという要求とか要請ではなくお願いが出てきております。この小委員会もそうだと思うんです。そういったお願いというのは当然経営者側の方も言われているので、そういった思いというのは、全く関係がないという話になるのですか。

(中村委員)

思いを汲んでないわけでは決してない。

(藤岡委員)

労働者側には我々説明をさせていただきました。

これは結審の後になるかも知れませんが、先ほどの色々な理由がありましたよね。決定的な理由としては、2年連続で埋没されたと言われたと思うんです。ただ、去年時点の特賃と今年地賃と比べて埋没したというあまりにも乱暴な話ではないかと我々は感じているのです。今年それを受けてしっかりと専門部会の中で審議をして、労使が共に地賃があまりにも上がるので、これ特賃どうだろうという議論を含めてさしていただけるという機会も含めて、ここで終わるとというのが、果たして本当に公平なものかと思うところです。そこについては、どうですか。

(中村委員)

その有無については、ただ申し訳ないけれども、去年もそういうようなお話は若干させていただいたところもございますし、正直多分労働者側のほうといたしましても上部団体含めて特賃の流れは情報として入っているところだと思います。

よく言われる労働者側の皆さんが意識をさせていただいている愛知県で、2年連続埋没するというシナリオで、他県もそういうような流れでお話を聞いているような状況でございますので、その辺全て勘案させていただいたところではあると思っております。

(藤岡委員)

今、愛知県って出ましたけれども、それは、労使でイニシアティブが取れてやっているルールではなくって、使用者側の一方的な話で、それによって労使の関係も色々なことが起きているという話も聞いておりますし、あくまでも愛知独自のルールであって、全国的に波及をしていることはないです。我々は、全国的な組織ですので、そういった情報もいただいておりますし、そういったところでも必要性有りと結論を出していただいたところもありますので、その愛知に準じてというのは、理由としては、根拠としては分かりにくいかなと思います。

(中村委員)

まあ、参考にというかたちなのですからけれども、愛知だけという話しではないです。

(前田委員)

よろしいですか。

(委員長)

どうぞ。

(前田委員)

使側からご意見いただきましてありがとうございます。

本来、小委員会ですんなりと、全会一致、合意形成を諮りながら進められれば一番よかったわけですが、我々労側といたしましても、今日お渡しをいたしました資料、これは何度も申し上げますが、当該労使におけるイニシアティブがとれているということを根拠としてお出しさせていただいた内容であります。先程、中村委員がおっしゃられました申出をしてから審議に至るまでの間に、そういったイニシアティブをとり合意形成を図るための場がなかったとおっしゃられておりますが、確かに、付けさせていただいておりますそれぞれの裏面を見ていただきますと、実は、申出の段階でそれぞれの労使でイニシアティブが取れた上での申出をさせていただいているという認識をしております。特定最賃の意味というのは、当該での労使での協議、イニシアティブということで、我々は十分取れていると認識をしております。ただ、それぞれの委員の中同士では、なかった。それは、事実でございます。これは、来年以降の反省も含めて話し合いいただかないといけないんですが。

果たして、当該労使がこのように申出をさせていただいている中において、これを一方的に必要性無しだという判断をされるということが、今の変更のルールで申し上げますと、全会一致が望ましいとは言われております。当然、全会一致に向けて労使で協議をする・努めるということも書かれております。我々は、前回の小委員会終わってから、当該の労使、労働組合中心に対して状況を説明し使側の意見も聞きながら、使側の代表である中村委員含めてですね時間をとらせていただいた。ということです。その中で全会一致に向けての努力はさせていただきましたが、残念ながらそこに至らなかったというのが今の状況を迎えていることになろうかと思えます。

そこで、少しご確認をしたいのですが、あくまで全会一致が望ましいとなっておりますけれども、本当に全会一致でないといけないのかどうか。公益の先生方のご意見と、労働局側の意見をもう少しお伺いさせていただきたいのです。というのは、変な言い方をしますと、誰か一人でも使側が反対をすれば、必要無しとなればもうされないということが起こってしまいます。当該労使同士が必要だと、やってくれと言っているのに関わらずそれがされないということの矛盾、それで良いのかどうかというのがあります。先ほど中村委員がおっしゃられた、2年連続埋没したら審議をしな

いという愛知というのがございますが、これは、大阪は申し訳ございませんが、埋没しても必ず審議をしていただいております。必ず最賃よりもプラス幾らということをしております。これは、労使で特定最賃の必要性を十分理解をしていただいている上での結果かなと思っております。全国的にそのような流れだとおっしゃったのは、違うということです。訂正をさせていただきます。

公益側の先生方のご見解を、全会一致でないといけないのかということと、労働局側事務局側の見解をお聞かせいただければと思います。

(委員長)

全会一致のルールということですが、事務局として明文化された部分はございますか。

(室長)

回答をさせていただきます。

「特定最低賃金改正等の審議にあたり、必要性審議と金額等審議のいずれにより、全会一致を求めるのか対応が分かります。全会一致を求めているのは、必要性審議のみであるので、仮に専門部会において必要性審議を行っている場合は、採決・多数決によって決議はできない。

2番目の金額等審議、これは今の質問にはございませんでしたけれども、金額等の審議については、専門部会において全会一致とならない場合は、多数決決議により議決することができる。なお、全会一致に向けた努力を尽くすことが原則である。」という見解が、中央から出ております。

(委員長)

必要性の有無に関しては、全会一致。金額に関しては採決もありですね。

(室長)

金額に関しては、全会一致に向けた努力を尽くすことが原則ですが、多数決を認めているということです。

(委員長)

ということです。公益側としましては、あくまでも労使双方の方でしっかりと話し合いをしていただいた上で、この小委員会に出てくるのが本来の筋だと私は思っております。

ただ、今回、そういう形で使側からご意見が出て、全会一致をみられないような状況になりつつある中で、私個人の意見としましては、このガラスの資料ですね、労使双方から出ているということに対して、使側から、どうなんですかね、棚上げしてもっていか、労使双方からの表明で要望書が出ているにも関わらず、それはちょっと横へ置いておいて、委員の皆さんのご意見だけで判断していくというのは、個人的に

はいかがなものかという気はしております。ただ、公益委員ですので、いつまでもお話ができるのであればやっていただきたいのですけれども、それもいかがかなと思います。会長を差し置いて先に言ってしまいました。

(安井会長)

私のほうからも一言。今回、使側が事実上必要性無しというご意見をいただくようですけれども、先程来から労働者側からの資料またご説明いただいたように、ちょっと使用者側の説得が欠しいと私の中で理解できないなというところがございます。あくまで労使のイニシアティブでやっていただくこととありますが、我々口出しすることではございませんが、客観的に見て、少し使側の論理の方が乏しいというような気がいたしますがいかがですか。

確かに4業種全ての労使のなかから必要性有りというご意見をいただいているのは事実ですので、それを覆すだけの使用者委員の説明は、私の中ではちょっと納得できなかった。

前田委員や藤岡委員からもありましたが、今年に関しては、来年に向けて埋没するかもわからないという状況を踏まえて、それを踏まえて専門部会を開催して検討をしていくというのが現実的対応かなと私は考えております。

(委員長)

藤本先生

(藤本委員)

どの業種も労使から出てきて、それに基づいて労使サイドの方がおっしゃるのならということ、きていると思うんですね。その労使サイドの方がおっしゃっているのと違うところで決めるというのであれば、何で出してもらっているのということになりますし、これまでの議論の進め方そのものに対する大きなご意見かなと思うんです。今これだけ話し合っていたいてありますが、2週間ちょっとですが、今年今ここでするような小さい議論ではないように思いますし、それをこれだけの短い制約された中で、労側さんが納得する理由が足りないんじゃないかと私も同じ意見です。

(委員長)

ありがとうございます。

公益側としては、こういう意見を各人、あくまで個人の意見でございますけれども申し上げさせていただきました。こういう前提のお話をさせていただいた中で、使側労側が双方改めて話し合いを継続していただけるものなのかどうなのかということをお伺いしたいのですが、労側としては、お話し合いを継続させていただくことに対しては、やぶさかではございませんか。

(労 側)

改めて話し合いをしたいと思います。

(委員長)

使側としてはいかがでしょうか。

(中村委員)

先程来申し上げましたように、議論を尽くしたという認識をしております。

(委員長)

そうすると、中村委員がおっしゃっていただいたように、使用者側は、これ以上は議論しても変わりませんということですね。そうした場合に、先ほど事務局からもご説明がございましたけれども、小委員会としては、必要性なしの結論を出さざるを得ませんけれども、議論の事跡を残すという観点からもう1回改めて委員長の私からご質問させていただきます。必要性無しという見解が使側委員から出たところですけども、全会一致の原則からすると小委員会としては、必要性無しという結論になるかと思えます。

一方で労側委員から配布されたガラス・同製品製造業最低賃金の適用を受ける当事者である労使双方からの必要性有りと認めてほしいという要望書があるのも事実でございますので、繰り返しになろうかと思いますが、合理的な説明を使側委員が行うべきものと思っております。この点につきましてご説明不足等は先程のご説明でよろしいでしょうか。もう一度改めてしていただければと思うのですが。

(別所委員)

私の方からよろしいでしょうか。

(委員長)

どうぞ。

(別所委員)

先程から労側の方々、そしてこちらの中村委員から色々検討の結果をお話いただいたところなんですが、一点だけ、先ほどの説明だったところですが、第2回の委員会の時にいただきました業種別の改正決定の申出書のところでございますが、そちらの方も見ておりますと、今、ガラス・同製品製造業における特定最低賃金については923円ということですが、業界の中で定められております労働協約における最も低い賃金額時間額1065円が定められていると記載いただいております。そういった中で、この申出をいただいた4社・4事業所におかれましては、今定められております特定最低賃金の額面を十分クリアさせているということも踏まえてですね、あえてというところがあったということではございますが。

(安井委員)

最低賃金の議論ではない気がします。現実と最低賃金を一緒にされている気がしま

す。現実には現実で進んでいくもの、最低賃金は全体の最低賃金。1000 円払っているからそれで良いんじゃないのという議論にはならないのかなど。審議の時にもお話をさせていただいておりますが、ちょっと説明不足じゃないかな。

(葛山委員)

よろしいでしょうか。

(委員長)

どうぞ。

(葛山委員)

最低時給額 1065 円ということは企業内最賃、その前に、特定最賃は、未組織の方々にも適用されるものでして、この4事業所以外のガラス・同製品製造業に携わっていただいている方にも適用されるものであるというふうに認識をしております。その上で、ガラス企業内最低賃金額が 1065 円ということは、企業内最低賃金というのは、産業の優位性を示しているものだと思っております、ということは、他の業種に比べても高い方にあるかと思うんですけれども、そうするとガラスの産業の優位性があると認識しております。その中で 923 円という低い特賃・金額というのは産業の優位性に追いついていないということで、もっと企業内最賃に追いつかないといけないとか考えておりますので、その大前提に労使が必要と性有りと考えていらっしゃるということは、私達としては、もっともっと特定最賃を上げていかななくてはいけないと思っておりますので、今回必要と性有りということでお願いをしたいと思っております。

(委員長)

よろしいですかね。

(中村委員)

我々としては、そこはいかがなものかと思っておりますけれどね。

(別所委員)

未組織の方々においては、923 円ということで、そのところになると埋没という議論に戻ってしまうんですけれども、昨年度も2ヶ月と3週間、10月1日から12月21日までの間、地域別最低賃金が上回っております、今年度もこの後の異議審で決定をされれば、また2ヶ月と3週間21日までが埋没というか地域別最低賃金が高くなるという実態、それが言葉が悪いかもわからんけど追いかけてこのように毎年これから続いていくのであれば、あえて上げる必要は無いのではないかと。それだけ地域別が上がり過ぎているというと語弊があるかもわかりませんが、特定最低賃金というものを考えるよりも、地域別という部分で、ガラスだけではなく他の業種も含めて考えていく方が良いんじゃないかというところ。ただ、他の3業種につきましては、これまでの差額が大きいというところから、改正に向けての議論どおりという形をと

らせていただいたところなんです。このガラス・同製品製造業に関しては、やはり慎重に議論をすべきではないかということで、ここまで回数を重ねてきたというところでもございます。

(前田委員)

よろしいですか。

(委員長)

どうぞ。

(前田委員)

お話をさせていただきますと、まず、もう一度改めて特定最賃の意味というのをご理解いただきたいなと思います。

今回我々は労働協約ケースでガラス・同製品を出させていただいておりますので、先程別所委員がおっしゃいました、これ協定で 1065 円あるじゃないかというお話なのですが、これは労働組合があつて労使協議が出来て初めてこの金額が確定する中で、特定最賃の果たす役割というのは、その産業の未組織のところも含めて、いわゆる公正競争にしていくために賃金を上げていかななくてはならない。これは、同じ業種でありながら一方では安い低賃金で働いているとすれば、その部分に関してのコストが下がるわけですので、それではいけないということも含めて、公正競争をしていく、そして産業を守っていくことを含めて、やはり引き上げなければいけない。組合のあるところであれば協定で事足りるわけですが、未組織のところも含めて産業をよくしていかななくてはいけないということで特定最賃があるという認識をしております。

おっしゃられました地賃が特賃を上回るので、2ヶ月半ですか、繰り返しておっしゃいますが、何度も申し上げますが、何度も何度も申し上げます。当該の労使が審議が必要だと、特定最賃が必要だと認識をして申出書をさせていただいているところです。昨年も一旦埋没いたしました。今回ガラスに関しては 923 円、地賃よりも実際には 21 円プラスにしているわけです。このことの差というのは、やはり地賃では駄目だよと、それなりの優位性を持たなければ産業含めて良くなれないということの結果が、923 円であるという認識をしております。一旦地賃が上がっていることは事実ではありますし、地賃と特賃の差が縮まってきているのは全国的にもおっしゃるとおりです。それは我々も認識をしております。ただ今の段階においては、前回の 21 円地賃を上回っているということもあれば、直ぐに無くすのではなく、そこは当該の労使で金額審議をしてもらいたい。我々は最初の入り口を必要なしだとかいうのではなく、審議をしていただいてその中で金額を当該労使で決めていただければいいじゃないですかと。そのためのこの後の専門部会だろうと思っておりますので。今日結論も出さないといけないだろうと思っておりますので、もう一度ご理解をいただいて、ま

ずは必要性を、まず審議をするということを使側もご理解いただいて、審議をするということに使側もご理解をいただきたい。金額の中身については、当該労使が出て来るわけですので、当該のイニシアティブの中で決定をしていくということで良いのではないのでしょうか。最後お願いになります。

(中村委員)

前田委員がおっしゃっていただいたのは、先ほど私どもお話をさせていただいたこの申出があったところの下にピラミッドがあるわけなのですが、やはりそういうところ、前田委員がおっしゃっていただいた、働いている人を守ってかなければいけないというお話でしたけれども、我々としては、そこで経営をしている経営者を守っていくことが逆に従業員を守ることであって、今現状を見ていくと、労働局様の調査の資料にも一部入っていましたが、その中では特賃に耐えがたいという企業様も入ってらっしゃる。当然我々経営者側としてはみてかないかん、考えていくというのがすごく大事なところでありますので、その部分を踏まえて採決の方をお願いしたいと思います。以上です。

(委員長)

まず、公益としても、今議論が尽くされたかというところとちょっと足りないのではないかと考えておりますけれども、話し合いを継続していただくことが可能か、意見の一致を見ることができると、というふうに改めて問いかけさせていただきますが、使側としては、現状変わりませんか。

わかりました。

そういうことでございましたら、これ以上議論をしても変わらないというご主張をされる場合は、必要無しという結論を出さざるを得ません。

それでは、改正の皆さんのご意見を理解させていただいた上で、使側の委員の皆さんは、ガラス・同製品製造業の改正の必要性が無いということによろしいですか。

わかりました。

特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無については、「全会一致に至らないため必要性の有りとすることはできない。」ため、ガラス・同製品製造業につきましては、必要性無しとして、本審へ報告したいと思います。

それでは、ガラス・同製品製造業については、必要性なしとして、本審へ報告いたしますので、事務局のほう（案）の作成をよろしく申し上げます。

(賃金係)

作成してまいりますので、しばらくお待ちください。

(藤岡委員)

すみません。もうそういう方向でということで、この後、本審がありますけれども、

我々としてもここまで思いを伝えていただいたので、やっぱり結果をお知らせすることが必要だと思っています事業所に対して。本審の中で、使用者側必要性なしの理由・根拠をしっかりと示していただきたいと思っていますので、その点については、よろしくをお願いします。

埋没するという理由もありましたけれども、来年以降も埋没するからということで、今年の3つの必要性有りのところが、地賃を上回っておれば埋没してないという認識に我々はなっておりますので、その部分は隔たりがあります。是非、本審の中では、今日一人欠席になりますが、公益の先生も二人みえますのでその部分については、是非説明をしていただきたいと思います。以上です。

(委員長)

そのところは、きちんとしたいと思いますので本審の方でよろしく願いいたします。

(前田委員)

結果につきまして、何度も言っておりますが、来年以降も特定最賃の必要性の審議が始まるわけですが、他の業種もありますし、おそらく今年度ガラス・同製品製造業に関しては、残念ながら全会一致に至らず、審議必要性無しとなりました。来年以降も当然、当該労使が必要だと思えば申出もさせていただきますし、改めて今回審議必要性無しとなりましたが、納得のいく根拠をお示していただかなければ、当該労使が必要が無いとされてらっしゃるその根拠を審議会の場でお示しをしていただきたいです。当該の労使のイニシアティブでございます。そこが反対をしているんだと、それなら話は別ですが。そういったものも含めて、来年どうしたら必要性有りという、今おっしゃられました2年連続埋没をしたらなしなんだというそんなルールってないわけです。ありませんよね。事務局そういうのね。

(室 長)

今までそのルールを聞いたことがございません。

(前田委員)

そんなルールは存在しないわけでございますので、今年度に至っては残念ながら全会一致に至る審議ができなかったということで反省しますが、来年以降どうしたら、どういった条件なら審議をするんですか、どういったことなら審議をしないのですか、しっかりとした根拠をお示してください。ということだけお願いをさせていただいて終わりたいなと思います。

— 事務局より小委員会報告(案)を配布 —

(委員長)

今、お手元の方に報告(案)を配布させていただきました。事務局において読み上げをお願いいたします。

(賃金係)

私のほうから読み上げさせていただきます。

— 賃金係 小委員会報告(案)の朗読 —

(委員長)

ありがとうございました。

本(案)でよろしゅうございますか。

ご意見等ございますか。

それでは、事務方よろしく申し上げます。

(賃金係)

それでは、最後に、基準部長からお礼の挨拶をさせていただきます。

(基準部長)

皆様お疲れ様でございます。

今年度のガラス・同製品製造業に関しましては、必要性有りとの全会一致に至らなかったという結論を今しがたいただいたところでございます。まずは3回に至るご議論本当にありがとうございます。

労使双方にご議論がありまして、例年とは異なる経過をたどったのではないかと思います。事務局として柔軟な対応が十分に図られたとは言い難かったのかと反省をしているところでございますけれども、その点についてお詫びすると共に労使が自主的に業界の特定最低賃金を定めるための意思疎通については支援を続けて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございました。簡単でございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。

産別の最低賃金の改正につきましては、あくまで業界の労使のイニシアティブにより決まるというものでございます。

来年以降、先程の前田委員、皆さん、他、ご意見ありましたけれども、このような形の議論が生れてくるのが想定される場所でもあります。その実現を図るということであれば、審議会という土俵に上がる前にしっかりと労使でご協議いただき混乱なく議論を進めていただくことを公益としては、切にお願いを申し上げる次第であります。

これもちまして第3回小委員会を終了させていただきます。長時間本当にありがとうございました。お疲れ様でございました。

以上